

山監査第148号  
令和元年（2019年）12月17日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山根雅敏

山陽小野田市監査委員 河崎平男

- 1 報告内容  
別紙のとおり
- 2 報告書提出先  
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日  
令和元年12月17日

## 定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

### 記

#### 1 監査の種別

定期監査

#### 2 監査の対象

総務部

総務課、人事課、税務課及び消防課

#### 3 監査の期間

令和元年 11 月 6 日から令和元年 12 月 5 日まで

#### 4 監査の方法

今回の監査は、令和元年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

#### 5 監査の結果

監査した結果、事務処理は適正になされているものと認められた。なお、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。